

社会福祉法人 黒松内つくし園 泊村特別養護老人ホームむつみ荘  
 【施設サービスご利用料金】 1割負担

介護報酬関連

平成30年4月1日現在

一日の負担額	基本単価	看護体制加算 (Ⅰ)口・(Ⅱ)口	夜勤職配置 加算(Ⅱ)口	日常生活継続 支援加算Ⅱ	個別機能訓練 指導加算	栄養マネジ メント加算	介護職員処遇 改善加算Ⅰ
	要介護度別	12円	18円	46円	12円	14円	合計単位数 ×8.3%
同意に基づき							

対 象 : 利用者様本人が住民税非課税及び老齢福祉年金を受給されている方

第一段階	要介護度	サービス利用料自己負担額	食費	居住費	合計金額
	1	15,000円 (高額サービス費上限額を適用)	9,300円 1日300円	25,420円 1日820円	49,720円
	2				
	3				
	4				
	5				

対 象 : 利用者様本人が住民税非課税及び年間の収入が80万円以下の方(年金収入を含む)

第二段階	要介護度	サービス利用料自己負担額	食費	居住費	合計金額
	1	15,000円 (高額サービス費上限額を適用)	12,090円 1日390円	25,420円 1日820円	52,510円
	2				
	3				
	4				
	5				

対 象 : 利用者様本人が住民税非課税及び年間の収入が80~152万円以下の方(年金収入を含む)

第三段階	要介護度	サービス利用料自己負担額	食費	居住費	合計金額
	1	24,440円	20,150円 1日650円	29,450円 1日950円	74,040円
	2	24,600円 (高額サービス費上限額を適用)			74,200円
	3				
	4				
	5				

対 象 : 第一段階から第三段階以外の方

第四段階	要介護度	サービス利用料自己負担額	食費	居住費	合計金額
	1	24,809円	42,780円 1日1,380円	34,100円 1日1,100円	101,689円
	2	27,058円			103,938円
	3	29,509円			106,389円
	4	31,759円			108,639円
	5	34,008円			110,888円

※第一段階から第四段階の認定はご住所のある住所市町村が認定いたします。対象の内容は変更になる場合があります。

※上記サービス料自己負担の内訳には「口腔衛生管理体制加算(月額30円)」、「個別機能訓練加算」「栄養マネジメント」を含んでおり、31日分での計算となります。

実費負担 (法定外分)	電気代	テレビ 20円/日・冷蔵庫 25円/日 ※利用者様のご希望で居室で使用した場合
	散髪代	施術者へ直接お支払いください。(カット・パーマ・毛染め)

## 利用料金詳細

### ①介護福祉施設サービス費(単位/日)

サービス内容	要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
ユニット型介護福祉施設サービス費		636円	703円	776円	843円	910円
日常生活継続支援加算(Ⅱ)		46円	46円	46円	46円	46円
夜勤職員配置加算(Ⅱ)口		18円	18円	18円	18円	18円
看護体制加算(Ⅰ)口・(Ⅱ)口		12円	12円	12円	12円	12円
栄養ケアマネジメント加算		14円	14円	14円	14円	14円
個別機能訓練加算		12円	12円	12円	12円	12円
合 計		738円	805円	878円	945円	1012円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護サービス費+その他加算料金を含めた料金の8.3%相当額を算定。					
口腔衛生管理体制加算(1月につき)		30円	30円	30円	30円	30円

下記の事項に該当する場合は算定致します。(単位/日)

	看取り介護を希望され、当該施設・在宅(病院含む)でお亡くなりになった場合	
看取り介護加算	お亡くなりになられた日	1,280円
	お亡くなりになられた日の前日及び前々日	680円
	お亡くなりになられた以前4日～30日	144円
経口移行加算	食事を経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合	28円
経口維持加算Ⅰ	著しい摂食障害がある場合の経口摂取を維持するための栄養管理を実施した場合	400円
経口維持加算Ⅱ	摂食障害がある方の経口摂取を維持するための栄養管理を実施した場合	100円
療養食加算	医師の指示により、療養食を提供した場合	18円
初期加算	初入居日から30日以内の期間(30日以上入院後の再入居の場合も算定)	30円

### ②居住費・食費

利用者負担額段階		居住費/日	食費/日
第1段階	・高齢年金受給者で世帯全員が住民税非課税 ・生活保護受給者	820円/日	300円/日
第2段階	・本人及び世帯全員が住民税非課税の方 (年金収入と他の所得合計が80万円以下の方)	820円/日	390円/日
第3段階	・本人及び世帯全員が住民税非課税の方 (年金収入と他の所得合計が80万円を超える方)	950円/日	650円/日
第4段階	・本人及び世帯全員が住民税を課税されている方	1,100円/日	1,380円/日